



令和8年度 予算編成方針

～持続可能な財政運営を目指して～

財務部財政課

はじめに

- ✓ 人口減少等に伴い市の歳入の約4割を占める地方交付税が減少していく中、地域医療確保のための支援、かつてない人件費の上昇、物価高騰等によるライフラインの維持費増加、市町村合併時からそのまま残る公共施設の維持管理コストの上昇、さらには地域交通等の維持、異常気象に伴う災害への対応など、今後の財政負担を増大させる要因が次々と顕在化しており、このままでは最低限必要とされる財政調整基金25億円の確保や、他の一定規模の基金の維持が困難となり、財政破綻が現実のものとなる恐れがある。
- ✓ こうした状況を踏まえ、市全体が一丸となって、昨年度策定した「行財政運営改革ビジョン」に基づく取組を着実に進めることに加え、上下水道や医療施設等を含む公共施設や事業の見直しなど、抜本的な行財政改革に取り組むほか、市民の皆様にも、上下水道などの使用料等の改定に伴う一定のご負担をお願いしつつ、この財政危機をとともに乗り越えていく必要がある。

1 予算編成にあたり

- 1-① 本書の位置づけ
- 1-② 経済状況と国の動向
- 1-③ 佐渡市の財政状況

1-①本書の位置づけ

- ✓ 予算の総合調整を図るため、市長の命を受けて、令和8年度の予算編成方針を定めたもの。
- ✓ 部長及び課長等は、この予算編成方針に基づき予算見積書及びその添付書類を提出すること。

佐渡市財務規則（抄）

（予算編成方針等）

第12条 財務部長は、予算の総合調整を図るため、市長の命を受けて、毎会計年度の予算編成方針を定め、部長及び課長等に通知するものとする。

（予算見積書及びその添付書類の提出）

第13条 部長及び課長等は、前条の予算編成方針等に基づき、その所掌する事務に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び債務負担行為の見積書を作成し、部長の調整を受けた上で、次に掲げる書類を添付して、財務部長に提出しなければならない。ただし、組織規則第3条に規定する部に属さない課長等は、部長の調整を受けることを要しない。

（以下略）

1-②経済状況と国の動向

- ✓ 内閣府の令和7年9月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している」としている。
- ✓ 令和7年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、「今日より明日はよくなると実感できる社会へ」を掲げ、以下の4点を軸とし、賃上げを起点とした成長型経済の実現を目指す。

物価上昇を上回る賃上げの普及・定着
～賃上げ支援の政策総動員～

地方創生2.0の推進及び地域における
社会課題の対応

「投資立国」及び「資産運用立国」に
よる将来の賃金・所得の増加

国民の安心・安全の確保

1-③佐渡市の財政状況

- ✓ 本市の財政は歳入の約4割を地方交付税に依存する構造。ここ数年普通交付税は年々減少し、人口減少による影響も踏まえ、今後も減少していく見込み。
- ✓ これまで、普通交付税の減少に見合う歳出削減ができず、歳出と歳入の差額（財源不足）を財政調整基金を取崩して賄ってきた。基金の取り崩しは、圧縮はしてきているが解消には至っていない。
- ✓ このまま財政調整基金に依存した予算編成を続ければ、基金はさらに減少し、やがて枯渇する恐れがある。そこで、令和9年度までにプライマリーバランスゼロ（＝基金に依存しない予算編成）を達成し、25億円の残高確保を目指すため、行政財運営ビジョンを策定し、取組を進めている。
- ✓ しかし、地域医療確保のための支援や、8月の豪雨災害による災害復旧費など、多額の一般財源を要したことから、基金残高確保計画との乖離が生じている。これらを復元するためには、財政調整基金をさらに抑制し、そのための財源捻出が必要。

2 予算編成の基本方針

2 予算編成の基本方針

- ✓ 予算総額を令和7年度の467.5億円から約10%圧縮し、420億円とする。
- ✓ 山積する様々な課題への対応が求められている。特に災害に強いまちづくり、地域医療の確保、地域交通の維持など、喫緊の課題解決に向けた取組みを進める一方で、現下の厳しい財政状況からの脱却を図り、持続可能な財政運営の実現に向け、行財政運営改革ビジョンに基づく取組を着実に進めることに加え、公共施設や事業の見直しなど、抜本的な行財政改革に取組んだ予算編成を行う。

2 予算編成の基本方針

✓ 令和8年度政策方針（別途通知）は、次の体系に基づき取組みを進める。

「安心して暮らし続ける島」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と共に創る安全・安心な島 ・ 子どもから高齢者まで夢や希望が持てる島 ・ 医療・介護・福祉を守る島
「人が賑わう元気な島」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然と歴史・文化が薫る島 ・ 元気な経済と多様な人が活躍する島
「島の未来を創るための基盤構築」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域教育の推進 ・ デジタル化の推進による行財政改革

✓ 政策事業は総合政策課が取りまとめを行うため、予算要求期限までに必ず様式3（当初予算査定資料）を提出すること。

2 予算編成の基本方針

✓ 行財政運営改革ビジョンに基づく取組を着実に進めること。

歳入確保の主な取組	歳出削減の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の拡大による自主財源増 ➤ 使用料水準の適正化 ➤ 市有遊休財産の処分強化 ➤ 市営住宅のUIターン者の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共施設等の在り方の見直し <ul style="list-style-type: none"> ▪ 統合、民間譲渡、廃止 ➤ 高齢者福祉施設の経営改善 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 稼働率向上 ➤ 組織のスリム化と職員数の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ▪ デジタル化の推進による業務効率化 ▪ 業務連携による効率化 ▪ 外郭団体の在り方の見直し ▪ 官から民へ

3 予算編成における留意事項

3-①歳入に関する事項

3-②歳出に関する事項

3-③特別会計及び企業会計に関する事項

3-④留意事項

3-①歳入に関する事項

- ✓ 国の来年度予算概算要求や補正予算などの情報収集及び調査を徹底し、積極的に国県補助金を財源として取り入れること。
- ✓ 市の施策を踏まえた国等への制度要望を実施すること。
- ✓ 地方創生交付金（現名称：新しい地方経済・生活環境創生交付金）の国の予算規模が令和7年度より倍増していることを踏まえ、積極的な活用を検討すること。
- ✓ 市有財産の適正かつ効率的な活用を図りつつ、利用がなく処分可能な財産は積極的に売却または貸付を行い、歳入確保につなげること。

3-②歳出に関する事項

- ✓ 職員一人ひとりが市の現状を改めて認識し、経営意識を持ち、費用対効果を踏まえた上で、事業をゼロベースで検討すること。なお、費用には人件費も含めるものとし、費用対効果が低い事業（経費）については、廃止を含めた見直しを行うこと。
- ✓ 施策方針に合致する事業（政策事業）は、各課が設定するKPIの達成に向けた計画とすること。また、政策事業以外であっても、現状や課題を正確に把握し、目標達成に向けた戦略的な事業展開とすること。目標、スケジュール設定及び費用対効果の説明ができない事業については、原則としてゼロ査定とする。
- ✓ 人口減少社会を見据え、事業の統合や縮小など、ダウンサイジングを推進すること。
- ✓ 公営企業（上下水道、病院）をはじめ、すこやか両津などの福祉施設や保育園といった、多額の一般財源を必要とする施設や事業（別途通知）については、今後3年間の経営改善計画を策定し、その取組の成果を予算に反映させること。

3-②歳出に関する事項

- ✓ 現下の厳しい財政状況から「あれもこれも」の予算計上はできない。予算要求にあたっては、スクラップ&ビルドの実施や緊急度・優先度の検討・整理を行うこと。
- ✓ 新規事業は限定的なものとして認識しているが、計上する場合は必ず既存事業の廃止を併せること。
- ✓ 必要性や積算根拠を明確にすること。必要性を確認できる資料及び積算根拠の提出を求める。必要性や積算根拠が確認できない要求は、原則ゼロ査定とする。
- ✓ 計画の前倒しも含め、『官から民へ』、官民連携の推進を図ること。
- ✓ デジタル化による行財政改革を推進すること。

3-②歳出に関する事項

- ✓ 執行する経費については、できる限り島内で循環し、島外への資金流出を抑えられるよう最大限配慮すること。
- ✓ 経費の積算にあたっては、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮した積算とすること。
- ✓ 財務規則において、契約の締結は一般競争入札が原則であることに留意し、価格競争が見込まれるにもかかわらず、前年踏襲により随意契約（特定の一者との契約）としている案件については、内容を精査のうえ、見直しを行うこと。

3-③特別会計及び企業会計に関する事項

- ✓ 特別会計予算及び企業会計予算は一般会計予算に準じて編成する。
- ✓ それぞれの特別会計の現状や繰出し内容を分析の上、一般会計との負担区分を明確にして編成すること。
- ✓ 独立採算の原則を踏まえ、財源の確保や事務事業の見直しによるコスト削減に取り組み、財源不足を安易に一般会計へ依存しないこと。
- ✓ 企業会計においては、繰出基準外の繰出の圧縮に努めること。
- ✓ 3-②で示したとおり、公営企業（上下水道、病院）及びすこやか両津については、今後3年間の経営改善計画を策定し、その取組の成果を予算に反映させること。

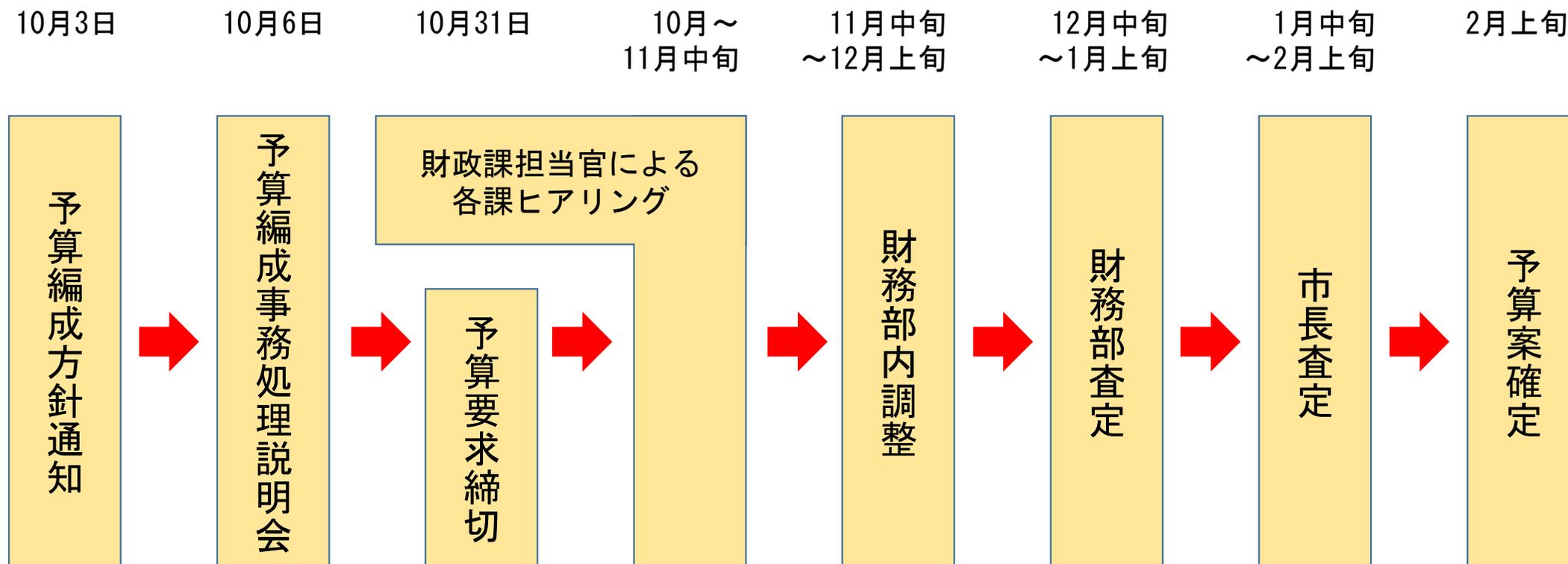
3-④留意事項

- ✓ 補正予算の編成をこれまで以上に厳格化し、当初予算編成過程で補正予算対応とされた経費を除き、制度改正に伴うものや災害関連経費等、真にやむを得ないもの以外については、補正予算を行わないこととする。これに伴い、年間の所要額を的確に積算するとともに、補正予算での計上を予定している事業は当初予算査定においてその理由を明記し、事業計画を説明すること。
- ✓ 議会や監査委員からの指摘事項の整理・検討を行い、改善が必要と判断する事項は的確に反映させること。
 - 監査委員の決算審査意見書
 - 議会常任委員会の決算審査における指摘事項

4 予算編成スケジュール

令和8年度予算編成方針

令和8年度予算編成スケジュール



- 財政課担当官による各課ヒアリングは、予算要求の締切を待たずに開始する
- 予算査定の日程・内容は別途通知する。